

細目告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（方向指示器）</p> <p>第59条 方向指示器の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第41条第2項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車の前面又は後面に備える方向指示器以外の方向指示器にあっては別添73「方向指示器の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車の前面又は後面に備える方向指示器にあっては次の各号に掲げる基準とする。ただし、（略）</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 <u>（削る）</u></p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（方向指示器）</p> <p>第59条 方向指示器の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第41条第2項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車の前面又は後面に備える方向指示器以外の方向指示器にあっては別添73「方向指示器の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車の前面又は後面に備える方向指示器にあっては次の各号に掲げる基準とする。ただし、（略）</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 <u>方向指示器の照明部は、方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より方向指示器の内側方向45°の平面及び方向指示器の外側方向80°の平面により囲まれる範囲において、すべての位置から見通すことができるものであること。</u></p> <p>2・3 （略）</p>
<p>（非常点滅表示灯）</p> <p>第61条 非常点滅表示灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第41条の3第2項の告示で定める基準は、<u>第59条第1項及び第2項の規定を準用する。ただし、補助方向指示器と兼用する非常点滅表示灯にあっては、この限りでない。</u></p> <p>二 <u>（削る）</u></p> <p>三 <u>（削る）</u></p> <p>三 <u>（削る）</u></p> <p>2 （略）</p>	<p>（非常点滅表示灯）</p> <p>第61条 非常点滅表示灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第41条の3第2項の告示で定める基準は、<u>次の各号に掲げる基準とする。</u></p> <p>二 <u>非常点滅表示灯は、非常点滅を表示する方向100mの距離から昼間において点灯を確認できるものであり、かつ、照射光線は他の交通を妨げないものであること。</u></p> <p>三 <u>非常点滅表示灯の灯光の色は、橙色であること。</u></p> <p>三 <u>自動車の前面又は後面に備える非常点滅表示灯の照明部は、非常点滅表示灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに非常点滅表示灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より非常点滅表示灯の内側方向45°の平面及び非常点滅表示灯の外側方向80°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。</u></p> <p>2 （略）</p>
<p>（<sup>けん</sup>引自動車及び被<sup>けん</sup>引自動車の制動装置）</p> <p>第94条 （略）</p> <p>2～6 （略）</p> <p>7 <u>前条第3項の自動車に牽引される車両総重量750kg以下の被牽引自動車であって、次の各号のいずれかに該当するもの</u>にあっては、<u>主制動装置を省略することができる。</u></p>	<p>（<sup>けん</sup>引自動車及び被<sup>けん</sup>引自動車の制動装置）</p> <p>第94条 （略）</p> <p>2～6 （略）</p> <p>7 <u>前条第3項の自動車に牽引される車両総重量750kg以下の被牽引自動車にあっては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで別添12「乗用車の制動装置の技術基準」の別紙1の2.1.2及び前条第2項第3号の基準に適合する場</u></p>

- 一 連結した状態において、牽引自動車の主制動装置のみで別添12「乗用車の制動装置の技術基準」の別紙1の2.1.2.に定める基準及び前条第2項第3号の基準に適合するもの
- 二 牽引自動車の車両重量の2分の1を当該被牽引自動車の車両総重量が超えないもの

合には、主制動装置を省略することができる。

- (方向指示器)  
第137条 (略)  
2～3 (略)
- 4 方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。
- 一 (略)
  - 二 方向指示器は、車両中心線を含む鉛直面に対して対称の位置(方向指示器を取り付ける後写鏡等の部位が左右非対称の場合にあっては、車両中心線を含む鉛直面に対して可能な限り対称の位置)に取り付けられたものであること。ただし、車体の形状自体が左右対称でない自動車に備える方向指示器にあっては、この限りでない。
- 三～十五 (略)  
5 (略)

- (方向指示器)  
第137条 (略)  
2～3 (略)
- 4 方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。
- 一 (略)
  - 二 方向指示器は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること(車体の形状が左右対称でない自動車を除く。)
- 三～十五 (略)  
5 (略)

- (盗難発生警報装置)  
第145条 盗難発生警報装置の盗難の検知及び警報に係る性能等に関し、保安基準第43条の5第2項の告示で定める基準は、別添78「盗難発生警報装置の技術基準」(3.2.、4.1.2.1.(b)及び5.2.12.並びに別紙2の規定を除く。)に定める基準とする。この場合において、次に掲げる盗難発生警報装置は、この基準に適合しないものとする。

- (盗難発生警報装置)  
第145条 盗難発生警報装置の盗難の検知及び警報に係る性能等に関し、保安基準第43条の5第2項の告示で定める基準は、別添78「盗難発生警報装置の技術基準」(3.2.、4.1.2.1.(b)及び5.2.12.並びに別紙1の規定を除く。)に定める基準とする。この場合において、次に掲げる盗難発生警報装置は、この基準に適合しないものとする。

- (後写鏡等)  
第146条 (略)  
2～6 (略)
- 7 保安基準第44条第5項の告示で定める障害物は、高さ1m直径30cmの円柱であって次表に掲げるものをいう。

- (後写鏡等)  
第146条 (略)  
2～6 (略)
- 7 保安基準第44条第5項の告示で定める障害物は、高さ1m直径30cmの円柱であって次表に掲げるものをいう。

自動車	障害物
一 (略)	(略)
二 車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の普通自動車であって原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあるもの(乗車定員11人以上の自動車、その形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車、原動機が運転者室の	当該自動車の前端から2mの距離にある車両中心線に直交する鉛直面及び当該自動車の左最外側面から3mの距離にある車両中心線に平行な鉛直面と当該自動車との間にあるもの

自動車	障害物
一 (略)	(略)
二 車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の普通自動車であって原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあるもの(乗車定員11人以上の自動車、その形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車、原動機が運転者室の	当該自動車の前面から2mの距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から3mの距離にある鉛直面と当該自動車との間にあり、かつ当該自動車に接しているもの

側方にあるワンサイドキャブ型自動車、  
原動機が運転者室又は客室の後方にある  
トラッククレーン等を除く。）

側方にあるワンサイドキャブ型自動車、  
原動機が運転者室又は客室の後方にある  
トラッククレーン等を除く。）

(牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置)

第172条 (略)

2～7 (略)

8 前条第3項の自動車に牽引される車両総重量750kg以下の被牽引自動車であって、次の各号のいずれかに該当するものにあつては、主制動装置を省略することができる。

一 連結した状態において、牽引自動車の主制動装置のみで別添12「乗用車の制動装置の技術基準」の別紙1の2.1.2.に定める基準及び前条第2項第3号の基準に適合するもの

二 牽引自動車の車両重量の2分の1を当該被牽引自動車の車両総重量を超えないもの

(牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置)

第172条 (略)

2～7 (略)

8 前条第3項の自動車に牽引される車両総重量750kg以下の被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで別添12「乗用車の制動装置の技術基準」の別紙1の2.1.2及び前条第2項第3号の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。

(方向指示器)

第215条 (略)

2・3 (略)

4 方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。

一 (略)

二 方向指示器は、車両中心線を含む鉛直面に対して対称の位置(方向指示器を取り付ける後写鏡等の部位が左右非対称の場合にあつては、車両中心線を含む鉛直面に対して可能な限り対称の位置)に取り付けられたものであること。ただし、車体の形状自体が左右対称でない自動車に備える方向指示器にあつては、この限りでない。

三～十五 (略)

5 (略)

(方向指示器)

第215条 (略)

2・3 (略)

4 方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。

一 (略)

二 方向指示器は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること(車体の形状が左右対称でない自動車を除く。)

三～十五 (略)

5 (略)

(後写鏡等)

第224条 (略)

2～6 (略)

7 保安基準第44条第5項の告示で定める障害物は、高さ1m直径30cmの円柱であつて次表に掲げるものをいう。

自 動 車	障 害 物
一 (略)	(略)
二 車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の普通自動車であつて原動機	当該自動車の前端から2mの距離にある車両中心線に直交する鉛直面及び当

(後写鏡等)

第224条 (略)

2～6 (略)

7 保安基準第44条第5項の告示で定める障害物は、高さ1m直径30cmの円柱であつて次表に掲げるものをいう。

自 動 車	障 害 物
一 (略)	(略)
二 車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の普通自動車であつて原動機	当該自動車の前面から2mの距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から

<p>の相当部分が運転者室又は客室の下にあるもの（乗車定員11人以上の自動車、その形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車、原動機が運転者室の側方にあるワンサイドキャブ型自動車、原動機が運転者室又は客室の後方にあるトラッククレーン等を除く。）</p>	<p>該自動車の左最外側面から3mの距離にある車両中心線に平行な鉛直面と当該自動車との間に<u>あるもの</u></p>	<p>の相当部分が運転者室又は客室の下にあるもの（乗車定員11人以上の自動車、その形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車、原動機が運転者室の側方にあるワンサイドキャブ型自動車、原動機が運転者室又は客室の後方にあるトラッククレーン等を除く。）</p>	<p>3mの距離にある鉛直面と当該自動車との間に<u>あり、かつ当該自動車に接しているもの</u></p>
<p>（尾灯） 第246条 尾灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第62条の3第2項の告示で定める基準は、別添64「尾灯の技術基準」に定める基準を準用する。この場合において、尾灯の技術基準3.4.1.の基準中「300m」とあるのは「150m」とし、<u>3.5.の基準は適用しない。</u> 2 （略）</p>		<p>（尾灯） 第246条 尾灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第62条の3第2項の告示で定める基準は、別添64「尾灯の技術基準」に定める基準を準用する。この場合において、尾灯の技術基準3.3.1.の基準中「300m」とあるのは「150m」とする。 2 （略）</p>	
<p>（制動灯） 第247条 尾灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第62条の4第2項の告示で定める基準は、別添70「制動灯の技術基準」に定める基準を準用する。この場合において、制動灯の技術基準3.3.1.の基準中「100m」とあるのは「30m」、3.3.2.の基準中「5倍」とあるのは「3倍」とし、<u>3.4.の基準は適用しない。</u> 2 （略）</p>		<p>（制動灯） 第247条 尾灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第62条の4第2項の告示で定める基準は、別添70「制動灯の技術基準」に定める基準を準用する。この場合において、制動灯の技術基準3.3.1.の基準中「100m」とあるのは「30m」、3.3.2.の基準中「5倍」とあるのは「3倍」とする。 2 （略）</p>	
<p>（後部反射器） 第248条 後部反射器の反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、保安基準第63条第2項の告示で定める基準は、<u>次の各号に掲げる基準とする。この場合において、後部反射器の反射部の取扱いについては、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」に定める基準を準用する。</u> 一 後部反射器（付随車に備えるものを除く。）の反射部は、文字及び三角形以外の形であること。この場合において、O、I、U又は8といった単純な形の文字又は数字に類似した形状は、この基準に適合するものとする。 二 付随車に備える後部反射器の反射部は、正立正三角形で一辺が50mm以上のもの又は中空の正立正三角形で、帯状部の幅が25mm以上のものであること。 三 後部反射器は、夜間にその後方100mの距離から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。 <u>四 後部反射器の反射光の色は、赤色であること。</u> <u>五 後部反射器は、反射部が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものでないこと。</u> 2 後部反射器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第63条第3項の告示で定める基準は、<u>次の各号に掲げる基準とする。この場合において、後部反射器の反射部、個</u></p>		<p>（後部反射器） 第248条 後部反射器の反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、保安基準第63条第2項の告示で定める基準は、<u>次に掲げる基準及び別添68「後部反射器の技術基準」に定める基準を準用する。</u> 一 後部反射器（付随車に備えるものを除く。）の反射部は、文字及び三角形以外の形であること。この場合において、O、I、U又は8といった単純な形の文字又は数字に類似した形状は、この基準に適合するものとする。 二 付随車に備える後部反射器の反射部は、正立正三角形で一辺が50mm以上のもの又は中空の正立正三角形で、帯状部の幅が25mm以上のものであること。 三 後部反射器は、夜間にその後方100mの距離から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。 2 後部反射器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第63条第3項の告示で定める基準は、<u>別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は別添</u></p>	

<p>数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」に定める基準を準用する。</p> <p>二 後部反射器は、その反射部の中心が地上1.5m以下となるように取り付けられていること。</p> <p>二 最外側にある後部反射器の反射部は、その最外縁が原動機付自転車の最外側から400mm以内となるように取り付けられていること。ただし、二輪を有する原動機付自転車にあってはその中心が車両中心面上、側車付の原動機付自転車に備えるものにあってはその中心が二輪を有する原動機付自転車部分の中心面上となるように取り付けられていなければならない。</p> <p>三 後部反射器は、前項に掲げる性能を損なわないように取り付けられていること。この場合において、後部反射器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がた等があるものは、この基準に適合しないものとする。</p>	<p>53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準を準用する。</p>
<p>(尾灯)</p> <p>第262条</p> <p>1 (略)</p> <p>一 尾灯は、夜間にその後方150mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。</p> <p>二～四 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(尾灯)</p> <p>第262条</p> <p>1 (略)</p> <p>一 尾灯は、夜間にその後方150mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。<u>この場合において、その光源が5W以上で照明部の大きさが15cm<sup>2</sup>(平成18年1月1日以降に製作された原動機付自転車に備える尾灯にあっては、光源が5W以上30W以下で照明部の大きさが15cm<sup>2</sup>以上)であり、かつ、その機能が正常である尾灯は、この基準に適合するものとする。</u></p> <p>二～四 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(制動灯)</p> <p>第263条</p> <p>1 (略)</p> <p>一 制動灯は、昼間にその後方30mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照明光線は、他の交通を妨げないものであること。</p> <p>二～五 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(制動灯)</p> <p>第263条</p> <p>1 (略)</p> <p>一 制動灯は、昼間にその後方30mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照明光線は、他の交通を妨げないものであること。<u>この場合において、その光源が15W以上で照明部の大きさが20cm<sup>2</sup>(平成18年1月1日以降に製作された原動機付自転車に備える制動灯にあっては、光源が15W以上60W以下で照明部の大きさが20cm<sup>2</sup>以上)であり、かつ、その機能が正常な制動灯は、この基準に適合するものとする。</u></p> <p>二～五 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(後部反射器)</p> <p>第264条</p>	<p>(後部反射器)</p> <p>第264条</p>

1 (略)  
一・二 (略)  
三 後部反射器は、夜間にその後方 100m の距離から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。  
  
四・五 (略)  
2・3 (略)

(方向指示器)  
第265条 (略)  
2 方向指示器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第63条の2第3項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」に定める基準を準用するものとする。  
一 (略)  
二 方向指示器は、車両中心線を含む鉛直面に対して対称の位置(方向指示器を取り付ける後写鏡等の部位が左右非対称の場合にあっては、車両中心線を含む鉛直面に対して可能な限り対称の位置)に取り付けられたものであること。ただし、車体の形状自体が左右対称でない原動機付自転車に備える方向指示器にあっては、この限りでない。  
三~五 (略)  
3 (略)

(尾灯)  
第278条  
1 (略)  
一 尾灯は、夜間にその後方 150m の距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。  
  
二~四 (略)  
2・3 (略)

(制動灯)  
第279条  
1 (略)

1 (略)  
一・二 (略)  
三 後部反射器は、夜間にその後方 100m の距離から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。この場合において、後部反射器の反射部の大きさが 10c m<sup>2</sup>以上であるものは、この基準に適合するものとする。  
四・五 (略)  
2・3 (略)

(方向指示器)  
第265条 (略)  
2 方向指示器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第63条の2第3項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」に定める基準を準用するものとする。  
一 (略)  
二 方向指示器は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること。(車体の形状が左右対称でない原動機付自転車を除く。)  
  
三~五 (略)  
3 (略)

(尾灯)  
第278条  
1 (略)  
一 尾灯は、夜間にその後方 150m の距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、その光源が5W以上で照明部の大きさが15cm<sup>2</sup>(平成18年1月1日以降に製作された原動機付自転車に備える尾灯にあっては、光源が5W以上30W以下で照明部の大きさが15cm<sup>2</sup>以上)であり、かつ、その機能が正常である尾灯は、この基準に適合するものとする。  
  
二~四 (略)  
2・3 (略)

(制動灯)  
第279条  
1 (略)

<p>一 制動灯は、昼間にその後方30mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照明光線は、他の交通を妨げないものであること。</p> <p>二～五 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>一 制動灯は、昼間にその後方30mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照明光線は、他の交通を妨げないものであること。<u>この場合において、その光源が15W以上で照明部の大きさが20cm<sup>2</sup>(平成18年1月1日以降に製作された原動機付自転車に備える制動灯にあっては、光源が15W以上60W以下で照明部の大きさが20cm<sup>2</sup>以上)であり、かつ、その機能が正常な制動灯は、この基準に適合するものとする。</u></p> <p>二～五 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(後部反射器)</p> <p>第280条</p> <p>1 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 後部反射器は、夜間にその後方100mの距離から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。</p> <p>四・五 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(後部反射器)</p> <p>第280条</p> <p>1 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 後部反射器は、夜間にその後方100mの距離から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。<u>この場合において、後部反射器の反射部の大きさ(車両中心線に直角な鉛直面への投影面積とする。ただし、不透明なモール等により仕切られた反射部にあっては、当該モール等に相当する部分の投影面積を除くものとする。)</u>が10cm<sup>2</sup>以上であるものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>四・五 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(方向指示器)</p> <p>第281条 (略)</p> <p>2 方向指示器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第63条の2第3項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」に定める基準を準用するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>方向指示器は、車両中心線を含む鉛直面に対して対称の位置(方向指示器を取り付ける後写鏡等の部位が左右非対称の場合にあっては、車両中心線を含む鉛直面に対して可能な限り対称の位置)に取り付けられたものであること。ただし、車体の形状自体が左右対称でない原動機付自転車に備える方向指示器にあっては、この限りでない。</u></p> <p>三～五 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(方向指示器)</p> <p>第281条 (略)</p> <p>2 方向指示器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第63条の2第3項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」に定める基準を準用するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>方向指示器は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること(車体の形状が左右対称でない原動機付自転車を除く。)</u></p> <p>三～五 (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>別添3 乗用車用空気入タイヤの技術基準</p> <p>1.～2.16.1.1. (略)</p>	<p>別添3 乗用車用空気入タイヤの技術基準</p> <p>1.～2.16.1.1. (略)</p>

- 2.16.1.2. 偏平比の呼び、又はタイヤの設計の種類によってmm単位で表示される外径の呼び。ただし、タイヤサイズの呼びが別紙2の表に掲げるタイヤの場合は除く。
- 2.16.1.3.、2.16.1.4 (略)
- 2.16.1.5. タイヤのリム組立形状が標準形状と異なり、かつ、リム径コードの呼びを示す記号「d」で表示されていない場合は、当該リム組立形状を表示すること。
- 2.16.2. (削る)
- 2.16.2.1. (削る)
- 2.16.2.2. (削る)
- 2.16.2.3. (削る)
- 2.16.2.4. (削る)
- 2.16.2.5. (削る)
- 2.17.、2.18. (略)
- 2.18.1. 「タイヤのリム組立形状」とは、当該タイヤを組み立てるために設計されたリムの種類をいう。標準以外のリムの場合、この形状は、「CT」、「TR」、「TD」又は「A」など、当該タイヤにつけられた記号によって識別する。
- 2.19.～3.4.1.12. (略)

別添4 トラック、バス及びトレーラ用空気入タイヤの技術基準

- 1.～2.16.1.1. (略)
- 2.16.1.2. 偏平比の呼び、又はタイヤの設計の種類によってmm単位で表示される外径の呼び。ただし、タイヤサイズの呼びが別紙2の表に掲げるタイヤの場合は除く。
- 2.16.1.3.、2.16.1.3.1. (略)
- 2.16.1.4. タイヤのリム組立形状が標準形状と異なり、かつ、リム径コードの呼びを示す記号「d」で表示されていない場合は、当該リム組立形状を表示すること。
- 2.16.2. (削る)
- 2.16.2.1. (削る)
- 2.16.2.2. (削る)
- 2.16.2.3. (削る)
- 2.16.2.4. (削る)
- 2.16.2.5. (削る)
- 2.17.、2.18. (略)
- 2.18.1. 「タイヤのリム組立形状」とは、当該タイヤを組み立てるために設計されたリムの種類をいう。標準以外のリムの場合、この形状は、「CT」、「TR」、「TD」又は「A」など、当該タイヤにつけられた記号によって識別する。
- 2.19.～3.3.1.10. (略)

別紙4

- 1.～2.2. (略)

- 2.16.1.2. 偏平比の呼び。ただし、タイヤの呼びが別紙2の表に掲げるタイヤの呼びは除く。
- 2.16.1.3.、2.16.1.4 (略)
- 2.16.2. 「タイヤのリム組立形状」が記号「A」で識別されるタイヤの場合、例えば185-560R400Aは次の2.16.2.1.から2.16.2.5.に規定する表示を示す。
- 2.16.2.1. mm単位で表される断面幅の呼び(例：185)
- 2.16.2.2. mm単位で表される外径(例：560)
- 2.16.2.3. 構造の表示(例：R)
- 2.16.2.4. mm単位で表されるリム径の呼び(例：400)
- 2.16.2.5. 「タイヤのリムの組立形状」を識別する記号(例：A)
- 2.17.、2.18. (略)
- 2.19.～3.4.1.12. (略)

別添4 トラック、バス及びトレーラ用空気入タイヤの技術基準

- 1.～2.16.1.1. (略)
- 2.16.1.2. 偏平比の呼び。ただし、タイヤの呼びが別紙2の表に掲げるタイヤの呼びは除く。
- 2.16.1.3.、2.16.1.3.1. (略)
- 2.16.2. 「タイヤのリム組立形状」が記号「A」で識別されたタイヤの場合、例えば235-700R450Aは次の2.16.2.1.から2.16.2.5.に規定する表示を示す
- 2.16.2.1. mm単位で表される断面幅の呼び(例：235)
- 2.16.2.2. mm単位で表される外径(例：700)
- 2.16.2.3. 構造の表示(例：R)
- 2.16.2.4. mm単位で表されるリム径の呼び(例：450)
- 2.16.2.5. 「タイヤのリムの組立形状」を識別する記号(例：A)
- 2.17.、2.18. (略)
- 2.19.～3.3.1.10. (略)

別紙4

- 1.～2.2. (略)



<p>2.2.1. 速度記号区分が「Q」以上のタイヤにあっては、3.に規定する試験手順とする。</p> <p>2.2.2. ~2.5. (略)</p> <p>3. 速度区分記号が「Q」以上のタイヤに対する負荷/速度試験手順</p> <p>3.1. この試験手順は以下に適用する。</p> <p>3.1.1. 単輪でのロードインデックスが121以下と表示される全てのタイヤ</p> <p>3.1.2. 単輪でのロードインデックスが122以上であり、かつ、タイヤサイズの呼びの中に追加表示「C」又は「LT」が含まれているタイヤ</p> <p>3.2. 次の3.2.1.又は3.2.2.に掲げる負荷を試験軸にかけること。</p> <p>3.2.1. (略)</p> <p>3.2.2. (略)</p> <p>3.3. ~3.6. (略)</p>	<p>2.2.1. <u>ロードインデックスが121以下で、かつ、速度記号区分が「Q」以上のタイヤ</u>にあっては、3.に規定する試験手順とする。</p> <p>2.2.2. ~2.5. (略)</p> <p>3. <u>ロードインデックスが121以下であるタイヤ、タイヤサイズの呼びの中に追加表示「LT」が含まれているタイヤ、ロードインデックスが121を超え、かつ、速度区分記号が「Q」以上のタイヤに対する負荷/速度試験手順</u></p> <p>3.1. 次の3.1.1.又は3.1.2.に掲げる負荷を試験軸にかけること。</p> <p>3.1.1. (略)</p> <p>3.1.2. (略)</p> <p>3.2. ~3.5. (略)</p>
<p>別添7 四輪自動車等の施錠装置の技術基準</p> <p>3.11.1. (略)</p> <p>(a) <u>エンジンコントロールを停止状態にし、その後、そのエンジンの停止を継続させる操作以外の操作を行う場合</u></p>	<p>別添7 四輪自動車等の施錠装置の技術基準</p> <p>3.11.1. (略)</p> <p>(a) <u>エンジンコントロールを停止状態に設定した上で、原動機を停止させる操作を非連続的に行った場合</u></p>
<p>別添9 イモビライザの技術基準</p> <p>4.5.1. イモビライザは、次に掲げる<u>装置の一つ又はその組合せの操作</u>により設定解除状態にすることができるもの又はそれと同等の性能を有するものでなければならない。</p> <p>4.5.1.2. 電気・電子式施錠機能(リモートコントロールによるものを含む。)。この場合において、電気・電子式施錠機能は、5万通り以上の変種を有するものとし、ローリングコードを組み込む、又は10日以上のスキャン時間(例えば<u>5,000通り</u>の変種につき24時間以上のスキャン時間)を要するものでなければならない。</p> <p>5.1. 作動限界</p> <p>イモビライザのすべての構成部品は、次の部品を除き、5.1.1.から5.1.4.までに定める環境条件において、故障することなく正常に作動するものでなければならない。</p> <p>(a) イモビライザが取り付けられているかどうかにかかわらず、自動車の他の装置の一部として取り付けられ試験される構成部品(例:灯火器等)</p> <p>(b) 自動車の他の装置の一部として既に本技術基準に定める試験を実施されており、書類による証拠を提出できる構成部品</p> <p>製作者等は、塵、水、温度等に係る耐性に関し部品の<u>取付位置</u>に係る制限がある場合には、その内容の全てを<u>取付説明書</u>に記載しなければならない。</p>	<p>別添9 イモビライザの技術基準</p> <p>4.5.1. イモビライザは、次に掲げる<u>装置の操作</u>により設定解除状態にすることができるもの又はそれと同等の性能を有するものでなければならない。</p> <p>4.5.1.2. 電気・電子式施錠機能(リモートコントロールによるものを含む。)。この場合において、電気・電子式施錠機能は、5万通り以上の変種を有するものとし、ローリングコードを組み込む、又は10日以上のスキャン時間(<u>5,000通り</u>の変種につき24時間以上のスキャン時間)を要するものでなければならない。</p> <p>5.1. 作動限界</p> <p>イモビライザのすべての構成部品は、次の部品を除き、5.1.1.から5.1.4.までに定める環境条件において、故障することなく正常に作動するものでなければならない。</p> <p>(a) イモビライザが取り付けられているかどうかにかかわらず、自動車の他の装置の一部として取り付けられ試験される構成部品(例:灯火器等)</p> <p>(b) 自動車の他の装置の一部として既に本技術基準に定める試験を実施されており、書類による証拠を提出できる構成部品</p> <p>製作者等は、塵、水、温度等に係る耐性に関し部品の<u>取り付け位置</u>に係る制限がある場合には、その内容の全てを<u>取扱説明書</u>に記載しなければならない。</p>

<p>5.1.2. 取り付けの際の保護等級 特に定めのある場合を除き、IEC規格529-1989に基づき、次の保護等級を確保するものとする。</p> <p>(a) <u>車室内</u>に取り付ける部品 IP40 (b) <u>ロードスター型、コンバーチブル型及び可動式ルーフパネルを有する自動車の車室内</u>に取り付ける部品であってIP40を超える保護等級を必要とする位置に取り付けられるもの IP42 (c) その他の部品 IP54</p> <p>5.3.8. 電磁両立性 イモビライザについて別紙1「<u>電磁両立性試験</u>」を実施するものとする。</p> <p>別紙1 電磁両立性試験 1.5. 放射高周波障害に対する免疫性 イモビライザの免疫性に関する試験は協定規則第10号第2改訂版の規定に従って、自動車全体の試験は当該規則の別紙6に規定する方法により、技術ユニットの個別試験は当該規則の別紙9で説明した方法により、実施することができる。</p>	<p>5.1.2. 取り付けの際の保護等級 特に定めのある場合を除き、IEC規格529-1989に基づき、次の保護等級を確保するものとする。</p> <p>(a) <u>車室内又は荷物室内</u>に取り付ける部品 IP40 (b) <u>コンバーチブル型自動車の車室内及びコンバーチブル・トップのルーフパネル</u>に取り付ける部品であってIP40を超える保護等級を必要とする位置に取り付けられるもの IP42 (c) その他の部品 IP54</p> <p>5.3.8. 電磁両立性 イモビライザについて別紙1「<u>電磁両立性試験の試験</u>」を実施するものとする。</p> <p>別紙1 電磁両立性試験 1.5. 放射高周波障害に対する免疫性 イモビライザの免疫性に関する<u>車室内試験</u>は協定規則第10号第2改訂版の規定に従って、自動車全体の試験は当該規則の別紙6に規定する方法により、技術ユニットの個別試験は当該規則の別紙9で説明した方法により、実施することができる。</p>
<p>別添12 乗用車の制動装置の技術基準 別紙1 制動試験及び制動装置の性能</p> <p>1.4.3.2. 試験自動車の最高速度が200km/hを超える場合は、<u>160km/hで試験を行う</u>。最高実用性能値を測定し、当該自動車の挙動については1.3.2.を満たすこと。</p>	<p>別添12 乗用車の制動装置の技術基準 別紙1 制動試験及び制動装置の性能</p> <p>1.4.3.2. 試験自動車の最高速度が200km/hを超える場合は、<u>最高速度の80%で試験を行う</u>。最高実用性能値を測定し、当該自動車の挙動については1.3.2.を満たすこと。</p>
<p>別添30 座席及び座席取付装置の技術基準</p> <p>4.4.1. 全ての測線は、レファレンスラインの投影線を含め、当該座席又は着座位置の垂直中心面上に描かなければならない（<u>別紙2</u>参照）。</p>	<p>別添30 座席及び座席取付装置の技術基準</p> <p>4.4.1. 全ての測線は、レファレンスラインの投影線を含め、当該座席又は着座位置の垂直中心面上に描かなければならない（<u>別紙3</u>参照）。</p>
<p>別添34 頭部後傾抑止装置の技術基準</p> <p>3.5. 高さの調節機構を有する頭部後傾抑止装置は、頭部がもたれ掛かる部分の<u>高さ</u>が4.2.に規定する測定方法で100mm以上なければならない。</p> <p>4.4.3.1. 全ての測線は、当該座席の垂直中心面上に描くものとする。（<u>別紙3</u>参照）</p>	<p>別添34 頭部後傾抑止装置の技術基準</p> <p>3.5. 高さの調節機構を有する頭部後傾抑止装置は、頭部がもたれ掛かる部分の<u>高さの調整幅</u>が4.2.に規定する測定方法で100mm以上なければならない。</p> <p>4.4.3.1. 全ての測線は、当該座席の垂直中心面上に描くものとする。（<u>別紙5</u>参照）</p>
<p>別添53 二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準</p> <p>5.18.3.2. 方向指示器は、<u>車両中心線を含む鉛直面に対して対称の位置</u>（<u>方向指示器</u>を取り付ける後写鏡等の部位が左右非対称の場合にあっては、<u>車両中心線を含む鉛</u></p>	<p>別添53 二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準</p> <p>5.18.3.2. 方向指示器は、<u>車両中心面に対して対称の位置</u>に取り付けられたものであること。ただし、<u>車体の形状が左右対称でない自動車に備える方向指示器</u>にあっ</p>

<p>直面に対して可能な限り対称の位置)に取り付けられたものであること。ただし、<u>車体の形状自体が左右対称でない自動車に備える方向指示器</u>にあっては、この限りでない。</p>	<p>ては、この限りでない。</p>
<p>別添64 尾灯の技術基準</p> <p>3.5. 二輪自動車等に備える尾灯であって、光源が5W以上30W以下で、かつ、照明部の大きさが15cm<sup>2</sup>以上であるものは、<u>3.4.1.</u>の基準に適合するものとして取り扱うものとする。</p>	<p>別添64 尾灯の技術基準</p> <p>3.5. 二輪自動車等に備える尾灯であって、光源が5W以上30W以下で、かつ、照明部の大きさが15cm<sup>2</sup>以上であるものは、<u>3.3.1.</u>の基準に適合するものとして取り扱うものとする。</p>
<p>別添78 盗難発生警報装置の技術基準</p> <p>3.1. 盗難発生警報装置は、自動車への侵入又は干渉が発生したときに、警報信号を発生しなければならない。警報信号は、音声信号を用いるものとし、音声信号に加え<u>光学信号若しくは無線信号又はこれらを組合せたもの</u>を用いることができるものとする。</p> <p>3.9. 盗難発生警報装置は、警報装置の電気回路が短絡した場合であっても、当該電気回路以外の<u>電気回路に係る</u>いずれの機能も作動不能となることがないように結線されなければならない。</p> <p>4.1.1. 特定要件</p> <p>盗難発生警報装置は、乗降口の扉、エンジン・ボンネット及び荷物室のいずれかが開いたときに、これを検出し、警報信号を発生するものでなければならない。この場合において、盗難発生警報装置は、室内灯等に関し光源の故障又は電源オフによりその作動に支障が生じてはならない。</p> <p>次のような追加的に備えるレーダーセンサー、振動センサー等のセンサー（以下、追加センサーという。）は、誤警報（警報装置が必要時以外に鳴ることをいう。4.1.2.参照）のおそれがない構造でなければならない。</p> <p>(a) 車室内センサー、ガラス破壊センサー等、自動車への侵入に係る情報の感知/通報を目的として追加的に備えるセンサー</p> <p>(b) 傾斜センサー等、自動車の窃盗を試みるために行われる自動車への干渉に係る情報の感知/通報を目的として追加的に備えるセンサー</p> <p>追加センサーを備える盗難発生警報装置は、ガラス面の破壊等自動車への侵入が発生した場合、又は風等盗難以外の要因により外部からの影響を受けた場合において、自動車への侵入又は干渉の状況に応じ<u>追加センサーの警報</u>を発生するための警報信号の作動回数が、盗難防止装置を1回設定するごとに10回以下となるものでなければならない。</p> <p>この場合において、<u>追加センサーの警報</u>を発生するための警報信号の作動時間は、自動車使用者の操作により当該装置を設定解除することにより制限されるものでなければならない。</p>	<p>別添78 盗難発生警報装置の技術基準</p> <p>3.1. 盗難発生警報装置は、自動車への侵入又は干渉が発生したときに、警報信号を発生しなければならない。警報信号は、音声信号を用いるものとし、音声信号に加え<u>光学信号又は無線信号</u>を用いることができるものとする。</p> <p>3.9. 盗難発生警報装置は、警報装置の電気回路が短絡した場合であっても、当該電気回路以外の<u>電気回路に係る警報装置の</u>いずれの機能も作動不能となることがないように結線されなければならない。</p> <p>4.1.1. 特定要件</p> <p>盗難発生警報装置は、乗降口の扉、エンジン・ボンネット及び荷物室のいずれかが開いたときに、これを検出し、警報信号を発生するものでなければならない。この場合において、盗難発生警報装置は、室内灯等に関し光源の故障又は電源オフによりその作動に支障が生じてはならない。</p> <p>次のような追加的に備えるレーダーセンサー、振動センサー等のセンサー（以下、追加センサーという。）は、誤警報（警報装置が必要時以外に鳴ることをいう。4.1.2.参照）のおそれがない構造でなければならない。</p> <p>(a) 車室内センサー、ガラス破壊センサー等、自動車への侵入に係る情報の感知/通報を目的として追加的に備えるセンサー</p> <p>(b) 傾斜センサー等、自動車の窃盗を試みるために行われる自動車への干渉に係る情報の感知/通報を目的として追加的に備えるセンサー</p> <p>追加センサーを備える盗難発生警報装置は、ガラス面の破壊等自動車への侵入が発生した場合、又は風等盗難以外の要因により外部からの影響を受けた場合において、自動車への侵入又は干渉の状況に応じ<u>予備的な警報</u>を発生するための警報信号の作動回数が、盗難防止装置を1回設定するごとに10回以下となるものでなければならない。</p> <p>この場合において、<u>予備的な警報</u>を発生するための警報信号の作動時間は、自動車使用者の操作により当該装置を設定解除することにより制限されるものでなければならない。</p>

超音波、赤外線等による車室内センサー、傾斜センサー等の追加センサーは、設定解除状態にある場合に限り、作動しないように意図的に操作することができるものとする。

この場合において、意図的に作動しないようにするための操作は、盗難発生警報装置の設定の操作を行う都度、意図的に行わなければならない構造でなければならない。

#### 4.3.3. 灯光の種類

警報装置（車室内に備える警報装置であって室内灯以外のものを除く。）の灯光は、車幅灯、方向指示器、室内灯又は方向指示器若しくは室内灯と同一回路に電気接続されている灯火と兼用であり、かつ、室内灯以外の灯火器と兼用のものにあつては点滅するものでなければならない。

警報装置（車室内に備える警報装置であって室内灯以外のものを除く。）の灯光は、次の要件に適合するものでなければならない。

トリガ周波数  $(2 \pm 1)$  Hz

この場合において、警報装置の灯光の点滅は、警報音と同期しないものであつてもよい。

点灯時間 = 滅灯時間  $\pm 10\%$

車室内に備える警報装置であつて室内灯以外のものは、緊急自動車の警光灯と紛らわしくないものであること。

#### 4.6.2. 設定解除の方法

盗難発生警報装置は、次に掲げる装置の一つ又はその組合せの操作により設定解除状態にすることができるもの又はそれと同等の性能を有するものでなければならない。

4.6.2.2. 電気・電子式施錠機能（リモートコントロールによるものを含む。）。この場合において、電気・電子式施錠機能は、5万通り以上の変種を有するものとし、ローリングコードを組み込む、又は10日以上のスキャン時間（例えば5,000通りの変種につき24時間以上のスキャン時間）を要するものでなければならない。

4.6.2.3. 盗難から保護された車室内に備える機械式施錠機能又は電気・電子式施錠機能であつて時限式の降車時遅延機能及び乗車時遅延機能を有するもの

#### 4.7. 降車時遅延機能

盗難発生警報装置の設定を行うための操作装置が盗難から保護されている範囲に取り付けられている場合には、当該盗難発生警報装置は、降車時遅延機能（運転者が自動車の車室内から退出する前に盗難発生警報装置の設定を行った後、運転者が盗難から保護されている範囲内から離脱するまでの間、盗難発生警報装置の作動を遅延する機能をいう。）を備えるものでなければならない。この場合において、降車時遅延機能の遅延時間は、盗難発生警報装置の設定を行うための操作を行った後当該装置が作動するまでの間が15秒以上45秒以下となるように設定することができ、かつ、運転者が任意に調節できるものとする。

超音波、赤外線等による車室内センサー、傾斜センサー等の追加センサーは、設定解除状態にある場合に限り、作動しないように意図的に操作することができるものとする。

#### 4.3.3. 灯光の種類

警報装置（車室内に備える警報装置であつて室内灯以外のものを除く。）の灯光は、車幅灯、方向指示器、室内灯又は方向指示器若しくは室内灯と同一回路に電気接続されている灯火と兼用であり、かつ、室内灯以外の灯火器と兼用のものにあつては点滅するものでなければならない。

警報装置（車室内に備える警報装置であつて室内灯以外のものを除く。）の灯光は、次の要件に適合するものでなければならない。

トリガ周波数  $(2 \pm 1)$  Hz

この場合において、警報装置の灯光の点滅は、警報音と同期しないものであつてもよい。

点灯時間 = 滅灯時間  $\pm 10$ パーセント

車室内に備える警報装置であつて室内灯以外のものは、緊急自動車の警光灯と紛らわしくないものであること。

#### 4.6.2. 設定解除の方法

盗難発生警報装置は、次に掲げる装置の操作により設定解除状態にすることができるもの又はそれと同等の性能を有するものでなければならない。

4.6.2.2. 電気・電子式施錠機能（リモートコントロールによるものを含む。）。この場合において、電気・電子式施錠機能は、5万通り以上の変種を有するものとし、ローリングコードを組み込む、又は10日以上のスキャン時間（5,000通りの変種につき24時間以上のスキャン時間）を要するものでなければならない。

4.6.2.3. 盗難から保護された車室内に備える機械式施錠機能又は電気・電子式施錠機能であつて時限式の退室遅延機能及び入室遅延機能を有するもの

#### 4.7. 退室遅延機能

盗難発生警報装置の設定を行うための操作装置が盗難から保護されている範囲に取り付けられている場合には、当該盗難発生警報装置は、退室遅延機能（運転者が自動車の車室内から退出し盗難発生警報装置の設定を行った後、運転者が盗難から保護されている範囲内から離脱するまでの間、盗難発生警報装置の作動を遅延する機能をいう。）を備えるものでなければならない。この場合において、退室遅延機能の遅延時間は、盗難発生警報装置の設定を行うための操作を行った後当該装置が作動するまでの間が15秒以上45秒以下となるように設定することができ、かつ、運転者が任意に調節できるものとする。

#### 4.8. 乗車時遅延機能

盗難発生警報装置の設定解除を行うための操作装置が盗難から保護されている範囲に取り付けられている場合には、当該盗難発生警報装置は、乗車時遅延機能（運転者が車室内に進入する等盗難から保護されている範囲内に進入し盗難発生警報装置の設定解除を行うまでの間、盗難発生警報装置の作動を遅延する機能をいう。）を備えるものとすることができる。この場合において、乗車時遅延機能の遅延時間は、運転者が車室内に進入する等盗難から保護されている範囲内に進入し盗難発生警報装置の設定解除を行うまでの間が5秒以上15秒以下となるように設定することができ、かつ、運転者が任意に調節できるものとするができる。

##### 5.1. 作動限界

盗難発生警報装置の構成部品は、次に掲げる部品を除き、5.1.1.から5.1.4.までに定める環境条件において、故障することなく正常に作動するものでなければならない。この場合において、次に定める部品については、5.2.に定める試験を行わないものとする。

- (a) 盗難発生警報装置が取り付けられているかどうかにかかわらず、自動車の他の装置の一部として取り付けられる構成部品（灯火器等）
- (b) 自動車の他の装置の一部として既に本技術基準に定める試験を実施されており、書類による証拠を提出できる構成部品

製作者等は、塵、水、温度等に係る耐性に関し部品の取付位置に係る制限がある場合には、その内容の全てを取付説明書に記載しなければならない。

##### 5.1.2. 取り付けの際の保護等級

特に定めのある場合を除き、IEC規格529-1989に基づき、次の保護等級を確保するものとする。

- (a) 車室内に取り付ける部品 IP40
- (b) ロードスター型、コンバーチブル型及び可動式ルーフパネルを有する自動車の車室内に取り付ける部品であってIP40を超える保護等級を必要とする位置に取り付けられるもの IP42
- (c) その他の部品 IP54

##### 5.2.10. 自動車の車室外に取り付けられる機械式施錠機能の試験

次の試験は、OE部品として車両に装着されているドアロックのロックシリンダー以外の機械式施錠機能を後付で車室外に取り付ける場合に実施する。

##### 5.2.11. 車室内を盗難から保護するための装置の試験

0.2m x 0.15mの垂直パネルを、開放したフロントドアウィンドウから車室内に、車両中心面に対して45°の角度をなすように前方へ向けて地面と平行に速度0.4 m/sで0.3m挿入したときに、盗難発生警報装置が作動しなければならない(本技術基準別紙1の図を参照)。

#### 4.8. 入室遅延機能

盗難発生警報装置の設定解除を行うための操作装置が盗難から保護されている範囲に取り付けられている場合には、当該盗難発生警報装置は、入室遅延機能（運転者が車室内に進入する等盗難から保護されている範囲内に進入し盗難発生警報装置の設定解除を行うまでの間、盗難発生警報装置の作動を遅延する機能をいう。）を備えるものとするができる。この場合において、入室遅延機能の遅延時間は、運転者が車室内に進入する等盗難から保護されている範囲内に進入し盗難発生警報装置の設定解除を行うまでの間が5秒以上15秒以下となるように設定することができ、かつ、運転者が任意に調節できるものとすることができる。

##### 5.1. 作動限界

盗難発生警報装置の構成部品は、次に掲げる部品を除き、5.1.1.から5.1.4.までに定める環境条件において、故障することなく正常に作動するものでなければならない。この場合において、次に定める部品については、5.2.に定める試験を行わないものとする。

- (a) 盗難発生警報装置が取り付けられているかどうかにかかわらず、自動車の他の装置の一部として取り付けられる構成部品（灯火器等）
- (b) 自動車の他の装置の一部として既に本技術基準に定める試験を実施されており、書類による証拠を提出できる構成部品

製作者等は、塵、水、温度等に係る耐性に関し部品の取り付け位置に係る制限がある場合には、その内容の全てを取扱説明書に記載しなければならない。

##### 5.1.2. 取り付けの際の保護等級

特に定めのある場合を除き、IEC規格529-1989に基づき、次の保護等級を確保するものとする。

- (a) 車室内又は荷物室内に取り付ける部品 IP40
- (b) コンバーチブル型自動車の車室内及びコンバーチブル・トップのルーフパネルに取り付ける部品であってIP40を超える保護等級を必要とする位置に取り付けられるもの IP42
- (c) その他の部品 IP54

##### 5.2.10. 自動車の車室外に取り付けられる機械式施錠機能の試験

次の試験は、OE部品であるドアロックにロックシリンダーが用いられていない場合にのみ実施するものとする。

##### 5.2.11. 車室内を盗難から保護するための装置の試験

0.2m x 0.15mの垂直パネルを、開放したフロントドアウィンドウから車室内に、車両中心面に対して45°の角度をなすように前方へ向けて地面と平行に速度0.4 m/sで0.3m挿入したときに、警報器が作動しなければならない(本技術基準別紙1の図を参照)。

別紙2 電磁両立性試験

1.5. 放射高周波障害に対する免疫性

盗難発生警報装置の免疫性に関する試験は協定規則第10号第2改訂版の規定に従って、自動車全体の試験は当該規則の別紙6に規定する方法により、技術ユニットの個別試験は当該規則の別紙9で説明した方法により、実施することができる。

別添81 直前直左確認鏡

4.2. キャブオーバ型大型貨物自動車等

試験自動車の前端から2mの距離にある車両中心線に直交する鉛直面及び当該自動車の左最外側面（左ハンドル車にあっては「右最外側面」）から3mの距離にある車両中心線に平行な鉛直面と当該自動車との間にある障害物（図2）を基準アイポイントから直接により、若しくは基準アイポイントの中心から後写鏡又は保安基準第44条第5項の鏡その他の装置により確認する。この場合において、4.3.に基づき、基準アイポイント及び基準アイポイント中心の位置を補正することができる。

別紙2 電磁両立性試験

1.5. 放射高周波障害に対する免疫性

盗難発生警報装置の免疫性に関する車室内試験は協定規則第10号第2改訂版の規定に従って、自動車全体の試験は当該規則の別紙6に規定する方法により、技術ユニットの個別試験は当該規則の別紙9で説明した方法により、実施することができる。

別添81 直前直左確認鏡

4.2. キャブオーバ型大型貨物自動車等

試験自動車の前端から2mの距離にある車両中心線に直交する鉛直面及び当該自動車の左最外側面（左ハンドル車にあっては「右最外側面」）から3mの距離にある車両中心線に直交する鉛直面と当該自動車との間にある障害物（図2）を基準アイポイントから直接により、若しくは基準アイポイントの中心から後写鏡又は保安基準第44条第5項の鏡その他の装置により確認する。この場合において、4.3.に基づき、基準アイポイント及び基準アイポイント中心の位置を補正することができる。